

飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務  
委託プロポーザル実施要領

飯塚市役所 都市建設部 都市計画課

令和元年5月

## 目 次

1	目的	P 2
2	業務概要	P 2
3	参加資格	P 2
4	本業務委託に関する所管、公募及び手続等の閲覧	P 3
5	選定方法	P 3
6	プロポーザル参加表明書の提出	P 5
7	質問方法	P 5
8	回答方法	P 5
9	提案書等の提出	P 5
10	失格要件	P 7
11	第1次審査	P 7
12	第2次審査	P 8
13	審査結果の公表	P 8
14	契約の締結等	P 8
15	その他の留意事項	P 9

## 飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

飯塚市では、都市計画マスタープラン（平成 22 年 4 月）の策定から概ね 10 年が経過し、これまでの目標の達成状況の点検を踏まえ、本マスタープランに掲げた取り組みを確認する。この際、市民意向調査などにより目標達成状況や市民の活動実態を調査分析し、市民と行政が協働して共通の目標や取り組みを検証し、本マスタープランの全面改訂を総合的に支援することを目的とする。

緑の基本計画（平成 23 年 2 月）についても、策定からおよそ 10 年が経過し、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針の位置づけ等が必要となっており、全面改訂を総合的に支援することを目的とする。

加えて「立地適正化計画」及び「第 2 次飯塚市総合計画」との整合性を図り、社会経済情勢や市民意識の変化に対応した都市計画基本方針の見直しが必須であり、都市計画道路及び用途地域の指定の一部見直しを行うのにあたり、支援することを目的とする。

上記業務遂行に必要な知識の提供及び技術支援等を得ることを目的とし、当該業務を受託する事業者の選定手続き等について定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙 飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務委託仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所 飯塚市 地内

#### (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

#### (6) 見積限度額 33,631,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者。
- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者で、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年 4 月 1 日飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、総合点数が 300 点以上であること。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年 10 月 19 日福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」

の規定に該当しないこと。

(4) 法人格を有し、かつ本委託業務内容を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。

(5) 国税、地方税を滞納していないこと。

(6) 過去に本業務と同種又は類似業務(都市計画マスタープラン等)について、国、地方公共団体等と契約実績があること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(10) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。

#### 4 本業務委託に関する所管・公募および、手続き等の閲覧

本業務の所管課は都市計画課とする。

(1) 公募の期間及び手続き等に関する資料の閲覧は、令和元年5月22日から令和元年6月21日までとする。

(2) 申請手続等に関する資料の閲覧場所

飯塚市ホームページに掲載 URL <http://www.city.iizuka.lg.jp/>

#### 5 選定方法

飯塚市に「飯塚市都市計画等策定支援業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者(1事業者)を選定する。

(1) 選定スケジュール

項目	内容
① 募集開始	令和元年5月22日(水曜日)
② 質問書提出期限	令和元年6月10日(月曜日)午後5時まで
③ 質問書回答期限	令和元年6月14日(金曜日)
④ 参加表明書提出期限	令和元年6月21日(金曜日)
⑤ 提案書等提出期限	令和元年6月28日(金曜日)午後5時まで
⑥ 第1次審査結果通知	令和元年7月8日(月曜日) ※予定
⑦ 第2次審査(プレゼンテーション)	令和元年7月17日(水曜日) ※予定
⑧ 第2次審査結果通知	令和元年7月中旬

## (2) 評価項目

No.	審査項目	評価項目	詳細	配点
1	業務履行 能力	業務実績	事業者の評価（担当者の保有資格など）	10
2		実施体制	本業務と同種又は類似業務(都市計画基本方針等)についての過去の実績	
3		技術者実績(※)	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。受託者の役割が明確で、市の要請や協議に対して柔軟な体制がとられているか。	
		※本案件を受託した場合の主な担当者となるもの	本案件を受託した場合の主な担当者となるものが過去に同種又は類似業務(都市計画基本方針等)実績があるか。	10
4	提案内容	業務工程等	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。詳細スケジュールが適切に示されているか。	5
5		計画策定に対する考え方と姿勢	本市の都市計画マスタープラン、緑の基本計画、都市計画道路及び用途地域の内容が理解されているか。	10
6			本市の現況や本市を取り巻く環境の変化などを的確に把握しているか。上位計画・関連計画等を踏まえた上で策定に向けての考え方や手法が示されているか。	5
7		業務内容についての提案	仕様書に示された基本目標の項目に対する分析の観点と手法、プロセスが示されているか。	5
8			まちづくりの実現化方策に向けた分析・考察の手法等の提案が示されているか。	5
9			市民等(小中学生含む)にも分かりやすい計画書の作成に向けた手法が示されているか。	5
10			フォローアップの実施方法が具体的に示されているか。	5
11			都市計画基本方針等策定支援における有効な市民会議等の運営方法、プロセスが示されているか。	5
12			有効な市民意識調査の観点と手法、プロセスが示されているか。	5
13			仕様書にない独創的で具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	5
14	プレゼンテーション	説明能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。	10
15	見積書	見積額	提案された内容が適切に積算された見積書となっているか。	5
合 計				100

## 6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、「様式 1 プロポーザル参加表明書」（以下「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 参加希望者は、プロポーザル参加表明書提出期限までに表明書を、飯塚市に郵送（令和元年 6 月 21 日（金）午後 5 時必着）または、持参すること。
- (2) 表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内（開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。  
【提出先】〒820 - 8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市役所  
都市建設部 都市計画課  
【連絡先】電話 0948 - 22 - 5500 内線 1554 （担当 本松・林 ）
- (3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和元年 6 月 21 日（金）までに「様式 2 辞退届」の提出により辞退を認める。提出方法は、前号（2）と同様とする。

## 7 質問方法

本業務委託に関する質問は、「様式 3 質問書」に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問書提出期限は、令和元年 6 月 10 日（月）午後 5 時までとする。
- (2) 質問は、質問書の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問書」とすること。
- (4) 質問書の形式は、Microsoft Word 形式とする。
- (5) 質問書は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問書送信後は必ず、下記の連絡先へ電話で送信した旨を連絡すること。  
【送信先メールアドレス】toshikei@city.iizuka.lg.jp  
【電話連絡先】0948 - 22 - 5500 内線 1554 （担当 本松・林 ）

## 8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、飯塚市ホームページに掲載し、参加希望者全員に下記の要領にて電子メールにより回答する

- (1) 電子メールの送信先は、質問書に記載されたメールアドレスに送信する。
- (2) 質問を行った参加希望者名は公表しない。
- (3) 質問が皆無であった場合は、その旨を電子メールにより通知する。
- (4) 回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、前項の電話連絡先へ連絡をすること。

## 9 提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

- (1) 提出締切 令和元年 6 月 28 日 (金) 午後 5 時まで。
- (2) 提出締切以降における提案書等の差替えおよび再提出は一切認めない。
- (3) 提出方法 提案書等は飯塚市へ直接持参とし、事前に下記の連絡先へ開庁時間内(開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】〒820 - 8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市役所  
都市建設部 都市計画課

【連絡先】電話 0948 - 22 - 5500 内線 1554 (担当 本松・林)

- (4) 必要書類
  - (ア) 役員等名簿及び照会承諾書(様式 8)・・・ 1 部
  - (イ) 会社概要がわかるパンフレット(パンフレットがない場合は A4 版 1 枚に会社概要をまとめたものでも可とする。)・・・ 9 部
  - (ウ) 委任状(任意様式) ※支店・営業所等を代理人とする場合・・・ 1 部
- (5) 業務履行能力にかかる提出書類
  - (ア) 事業者の業務実績書「様式 5 事業者の業務実績書」・・・ 9 部
  - (イ) 業務体制表「様式 6 業務体制表」・・・ 9 部
  - (ウ) 技術者の業務実績書「様式 7 技術者の業務実績書」・・・ 9 部
- (6) 技術提案書

【作成要領】

技術提案書は任意の様式とし、提案書内には、会社名やロゴマークなど事業者名が判別できる表示はしないこと。

- (ア) 本実施要領 5 (2) 評価項目にかかる次の事項については、評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。
  - ・業務行程表 (No.4)
  - ・計画策定に対する考え方と姿勢 (No.5、No.6)
  - ・業務内容についての提案 (No.7～No.13)
- (イ) 提案書は、表紙・目次・本編で構成する事。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (ウ) 本編は A4 版、横書き、20 ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んで作成しても差し支えない。
- (エ) 文字は、11 ポイント以上を使用すること。
- (オ) 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- (カ) 提出部数は正本 1 部、副本 8 部とする。
- (キ) 表紙は、「飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

## (7) 見積書

- (ア) サイズはA4サイズとし、様式は任意とする。
- (イ) 提出部数は、正本1部、副本8部とする。
- (ウ) 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印すること。
- (エ) 費用総額を示すとともに、主な工程ごとに積算項目別に費用の内訳を示すこと
- (オ) 費用はすべて、税込、税別をそれぞれ記載すること。
- (カ) 提案書の内容を適切に反映すること。

## 10 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。
- (8) 本実施要領2の「見積上限額」を超える見積金額で提案された場合。
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年4月1日告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合。

## 11 第1次審査

- (1) 希望者が、おおむね6社以上となった場合は、プレゼンテーション審査対象者を5社に絞り込むために審査を実施する。審査は提案書等に基づいて、選定委員会が以下の手順で審査し、決定する。
- (2) 実施日 令和元年7月3日（水）※予定
- (3) 審査手順 ①選定委員会において採点表を集計し、上位5位以内をプレゼンテーション審査対象者として決定する。  
③採点の結果、同点となった場合は、評価項目の業務履行能力の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (4) 結果通知 令和元年7月8日（月）午後5時までに参加希望者全員に電話により連絡し、後日、書面により結果を郵送する。

## 12 第2次審査（プレゼンテーション）

- (1) 第1次審査通過者のプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補事業者とする。



- (2) 評価項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、失格とする。
- (3) 採点の結果、同点となった場合は、評価項目の業務履行能力の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (4) 第2次審査(プレゼンテーション)は令和元年7月17日(水)に実施する。開始時間は、令和元年7月10日(水)午後5時までに実施場所等と合わせて、電話および電子メールにより通知する。
- (5) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (6) 参加人数は2名以内とする。(説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。)
- (7) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。  
なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。
- (8) 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。
- (9) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (10) プレゼンテーションは事業者名を非公開で行うこととする。
- (11) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。
- (12) プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

### 1.3 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補事業者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

### 1.4 契約の締結等

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、見積額の範囲内で受託候補事業者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。
- (2) 受託候補事業者が、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市に書面で承諾を得ること。
- (3) 受託候補事業者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額(税込)の100分の10とする。
- (4) 契約時期は、令和元年8月下旬を予定
- (5) 受託候補事業者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補事業者と契約締結ができない場合は、「1.2 第2次審査(プレゼンテーション)」で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。

## 15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成および、提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (4) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (5) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者が負うものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、選定委員会と事務局の協議により定める。